

個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

個人住民税の特別徴収とは、

事業者(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員の給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を特別徴収(天引き)し、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度で、法定義務となっています。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者はすべて、原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

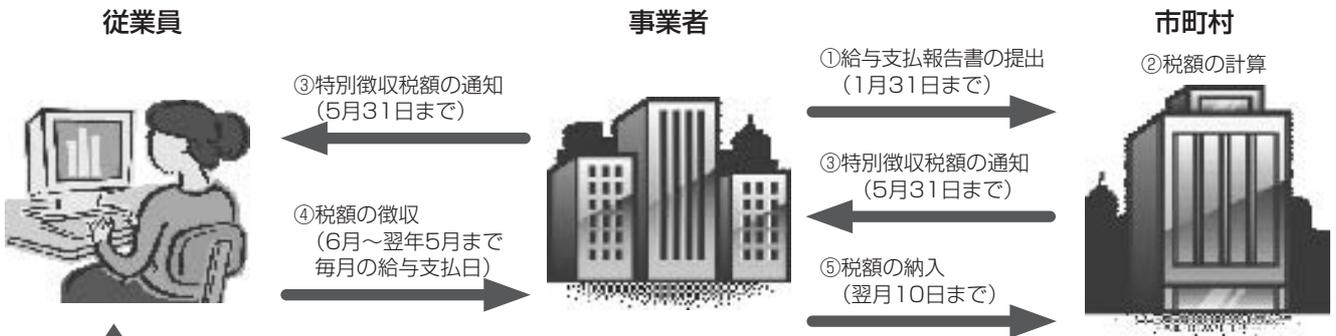
特別徴収の事務は、

毎年5月に市町村から事業者(特別徴収義務者)あてに「特別徴収決定通知書」を送付しますので、その税額を毎月の給料から特別徴収し、翌月10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

※所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

※従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができる納期の特例制度があります。

特別徴収の方法による納税のしくみ



従業員の方にとって便利な制度

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- 事業者が納税するため、納税の手間が省ける、納め忘れがなくなる
- 年12回の納税になるため、1回あたりの負担が少なくてすむとなるなど、たいへん便利な制度となっています。

問い合わせ先 税務課住民税係 内線42・43

事業主の皆さまへ

来春卒業予定の高校生を対象とした求人のお願ひ

ハローワークでは、現在来年3月卒業予定の高校生を対象とした求人の確保に努めているところですが、残念ながら佐久・小諸地域の求人は9月末現在で昨年の半分に満たず、未だ就職が決まらない高校生が200人近くいる厳しい状況にあります。このままの状況が続くと、就職が決まらないまま卒業を迎える高校生が多数にのぼることが危惧されています。長引く厳しい経済情勢ではありますが、地域の将来を担う高校生のために、ぜひとも求人の申し込みをお願いします。

問い合わせ先 ハローワーク佐久求人係 0267 (62) 8609



連絡先 御代田消防署(32)0119

年末年始の火災予防

今年も残りわずかとなり、寒い日が続いています。本年の火災は、10月20日現在で9件発生しました。これは、昨年と同時期に比べて2件の減少となります。内訳は建物火災が2件、車両火災が1件、その他火災が6件です。その中で注目すべきところはその他火災中の4件で、「不注意」から発生した野火でした。これは「少しの注意」で防ぐことができた火災ではないかと考えられます。これからの時期は空気が乾燥し、また暖房器具を使う機会も多くなることから火災が発生しやすくなります。年末年始は何かと慌しくなりますが、ちょっとした「不注意」で火災は発生します。火の元には十分注意してください。

試験および講習会のお知らせ

平成21年度第3回危険物取扱者試験及び危険物取扱者準備講習会が次の日程で実施されます。
※今回は佐久会場での準備講習会がありません。上田会場以外では長野(14日)、松本(22日)などで実施されます。

内容	会場	開催日	願書受付期間
危険物取扱者試験	松本市	2月14日(日)	12月8日(火)から 12月21日(月)まで
	長野市	2月21日(日)	
危険物取扱者準備講習会 (上田市民会館)	上田市	1月28日(木)	12月8日(火)から 12月25日(金)まで

「くん」には農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農地法転用許可後は地目変更登記を忘れずに！

農業委員会では、毎月農地法の申請が出された案件を審議しています。ここで何回かお願いをしています。提出される『許可後の計画変更申請』について、過去に住宅敷地や資材置場などとして許可を受けていながら、登記簿がそのまま農地になっていることが出て、農地法第5条の許可が出て、農地の売買などが成立し、事業が完了した後は、必ず所有権移転(名義変更)登記と地目変更登記を行ってください。農地法第4条は、自己所有農地の転用許可です。地目変更登記をしなくても、生活に影響はないと考える人がいるようですが、地目変更登記は必要です。登記に関しては、不動産業者が仲介している場合、所有権移転登記だけを行い、地目変更登記をしないケースが目立ちます。このことが原因となった相談が、いくつもありましたので一例を紹介します。

Aさんは所有する農地を、自動販売機置場と駐車場にするため、平成11年に農地法第4条の申請をし、許可を得ました。この土地は、現況地目が『雑種地』になりましたが、地目変更登記をしませんでした。その後何年か販売を続けましたが、販売不振から、自動販売機を撤去し、更地の状態にしてしまいました。先日、この土地を他の用途で使用したいと相談がありました。農地法で転用を許可した目的が違うために地目変更登記ができません。この場合は『許可後の計画変更申請』をし、新たに農地法の許可を受ける必要があります。

この例のように地目変更登記の手続きをしないと、登記簿上は農地のままなので、将来にわたってトラブルになる可能性があります。転用後は、速やかに地目変更登記の申請の手続きを法務局で行ってください。